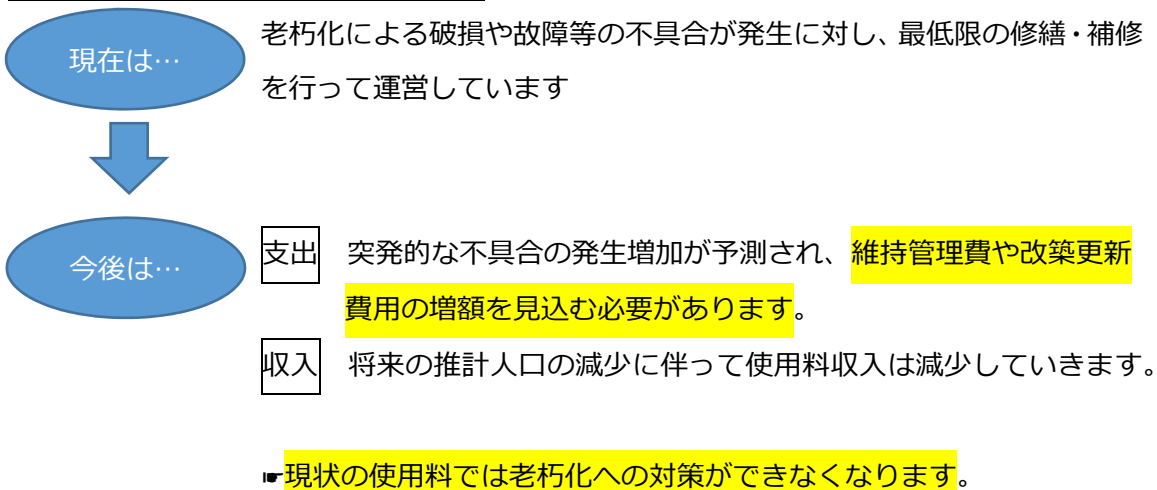


下水道使用料改定（概要版）

本市公共下水道事業は昭和41年度に着手し、昭和47年度から供用を開始しました。

近年、下水道事業を取り巻く経営環境は、様々な問題に直面しています。

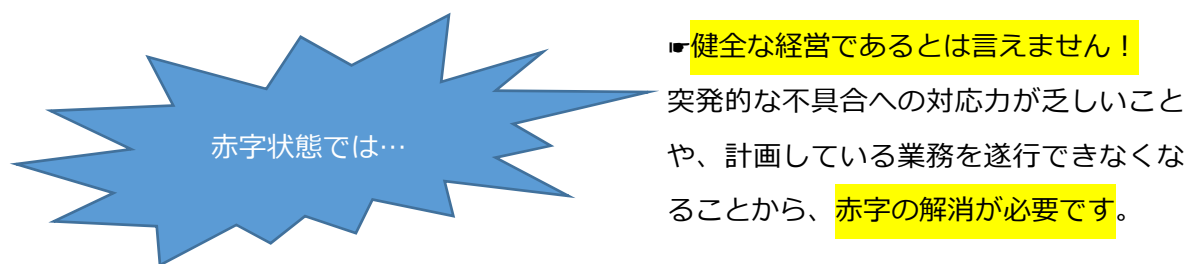
①施設の老朽化に伴う更新時期の到来



②赤字解消

2019（平成 31）年4月1日 会計方式の変更

→令和元年度決算で約1億3,000万円の赤字が顕在化



これらの問題を解決し、持続可能な下水道事業を経営するため、次のとおり改定することを検討しています。

改定予定年月日：令和4年7月1日

平均改定率：25.59%

● 1 か月ごとの使用料単価

排除汚水量	現行単価 (税抜・円)	改定後 (税抜・円)	差額 (税抜・円)	改定率 (%)
8 m ³ までの分	566	679	113	19.96
8 m ³ を超え 15 m ³ までの分	87	104	17	19.54
15 m ³ を超え 20 m ³ までの分	91	109	18	19.78
20 m ³ を超え 25 m ³ までの分	110	132	22	20.00
25 m ³ を超え 30 m ³ までの分	119	150	31	26.05
30 m ³ を超え 40 m ³ までの分	122	154	32	26.23
40 m ³ を超え 50 m ³ までの分	132	185	53	40.15
50 m ³ を超え 100 m ³ までの分	145	203	58	40.00
100 m ³ を超え 500 m ³ までの分	163	229	66	40.49
500 m ³ を超え 5,000 m ³ までの分	189	266	77	40.74
5,000 m ³ を超え 10,000 m ³ までの分	199	281	82	41.21
10,000 m ³ を超える分	243	343	100	41.15

1 か月あたりの使用料（実際の支払額は2か月に一度）

1 か月水量	現行(税込・円)	改定後(税込・円)	差引額(円)	上昇率 (%)
8 m ³ まで	622	746	124	19.94
20 m ³	1,793	2,147	354	19.74
35 m ³	3,723	4,545	822	22.08
50 m ³	5,846	7,427	1,581	27.04
100 m ³	13,821	18,592	4,771	34.52

※平均的な使用量：1 か月 20 m³